

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第十五号

鳥取縣牛馬籍條例を次のように定める。

昭和二十五年三月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣牛馬籍條例

(目的)

第一條 この條例は、牛馬の血統及び生産並びに移動の狀態を明確にし、もつて畜産の振興を促進することを目的とする。

(事務の処理)

第二條 市町村長は、この條例によりその管内で飼養する牛、馬につき牛馬籍を作り、所定の事項を記載して、これを管掌しなければならない。

昭和二十五年三月二十四日 金曜日
号 外

2 牛馬籍は別紙様式により一頭毎に作成し、加除整理しなければならない。

(飼養者の義務)

第三條 牛、馬の飼養者は、次の各号の一にあてはまるときは、十四日以内にその牛、馬の所在市町村長に届け出なければならない。

- 一、出生し又は所有権を取得したとき。
- 二、飼養地を他の市町村から移したとき。
- 三、死亡し又は所有権を喪失したとき。
- 四、飼養地を他の市町村に移したとき。
- 五、失そうし、又は盗難にかゝたとき。
- 六、前各号の外、牛馬籍の記載事項に異動を生じたとき。

(検査)

第四條 市町村長は、予め所属地方事務所長と協議の上

本書ハキヤハ國定規格A五判

で検査期日を定め、検査員をして毎年一回以上その市町村内における牛、馬の検査を行い、牛馬籍と照合しなければならぬ。

2 牛馬の所有者又は管理者は、前項によつて必ずその検査を受けなければならない。

3 牛馬が疾病にかかりもしくはその他不可避な事故によつて検査を受けることができないときは、予め市町村長に届け出て指示を受けなければならない。

4 地方事務所長は第一項の検査期日に、その技術員を立ち合わせなければならない。

(罰則)

第五條 第三條、第四條第二項、第三項に違背した者はこれを二千元以下の罰金に処する。

附則

この條例は公布の日から施行する。

昭和二十三年鳥取縣條例第三十二号鳥取縣牛籍條例は廢止する。

牛馬籍簿様式

要摘	血統		特毛色		生年月日		第号番		所有者	縣	市	町	大字	氏名
	母	父	種	種	年	月	日	名	種	性	牝	牝	氏名	名
	登録登記記号		登録登記記号		登録登記記号		登録登記記号							

鳥取縣條例第十六号

鳥取縣し畜生産検査條例を次のように定める。

昭和二十五年三月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣し畜生産検査條例

(目的)

第一條 この條例は、し畜生産の素態を把握して、もつ

て改良増殖の基礎とし、本縣し畜の声價昂揚を期することを目的とする。

(定義)

第二條 この條例において「し畜」とは、縣内において生産されたこ牛及びこ馬（縣外産であることを確認できないこ牛及びこ馬を含む）にして、生後満一年に満たないものをいう。

2 この條例において「母畜」とは、母牛及び母馬を総称する。

(し畜)

第三條 し畜は、この條例によつて生産検査（以下検査という）を受けなければならない。

2 検査を受けないし畜は、これを売買交換若しくは譲渡することができない。

(生産者の義務)

第四條 し畜の生産者は、條例の定める指定の日時及び場所にし畜をひきつけて、種付証明書及び母畜の登録証明書又は血統証明書を有するものは、これを提示し

て検査を受けなければならない。

2 疾病その他不可抗力の事由により検査を受けることができないときは、市町村長の証明書を添付して、あらかじめ別に定める検査員に届け出なければならない。

(事務の処理)

第五條 市町村長は、牛馬籍條例第三條第一項によるし畜生産報告を毎月取りまとめ、別記第一号様式により翌月十日までに所属地方事務所長に報告しなければならない。

第六條 地方事務所長は、前條の様式によりし畜台帳を備え、前條の報告により市町村別にこれを登録しなければならない。

(し畜生産検査員の任命又は委嘱)

第七條 し畜生産検査員は、鳥取縣職員又は知事が適当と認める畜産関係団体の関係者のうちから、知事が任命又は委嘱する。

(検査)

第八條 検査は、地方事務所なし畜台帳に基づいてし畜

生産検査員(以下検査員という)がこれを行う。
 2 検査員が検査に従事するときは、別記ひな型のし畜生産検査員証票を携帯しなければならない。
 第九條 検査員は、あらかじめ所属地方事務所長及び市町村長と協議して検査の日時及び場所を定め、関係者に周知させた上で検査を行わなければならない。但し特別の事由ある場合は指定の日時及び場所以外で検査をすることができる。

第十條 第四條第二項により届出を受けた検査員は、その事由を正当と認めるときは、改めて検査の日時及び場所を指定しなければならない。
 第十一條 検査員は、し畜台帳と対照し、し畜の血統、毛色、特徴並びに母畜の登録、登記せられたものは、その登録登録番号、その他参考となる事項及び黒毛和種、こ牛にあつては失格 損傷を調査の上、別記第二号様式によるし畜生産検査票に記入し、これを所属地方事務所長に送付しなければならない。
 (せり市場)

第十二條 所属地方事務所長は、犢駒売買取締條例第四條により、し畜をせり市場でせりに附する際、前條によるし畜生産検査票により検査の要点を一般に周知させなければならない。
 (報告)

第十三條 検査員は検査終了後十日以内に、別記第三号様式並びに第四号様式の一及び二による検査成績を知事に報告しなければならない。
 (検査手数料)

第十四條 検査に対しては、一頭について手数料二十円を徴収する。
 2 手数料は検査を受けるときに納付しなければならない。
 (罰則)

第十五條 第三條第二項又は第四條の規定に違反したものは、これを二千元以下の罰金若しくは料料に処する。
 附則

この條例は公布の日から施行する。

昭和二十三年鳥取縣條例第三十三号鳥取縣犢生畜検査條

例は廢止する。

第一号様式

し畜生産報告

(し畜台帳)

畜種類	名前	性	生年	月	日	毛色	特徴	血統	所有者(管理者)字	氏名	摘要
								母父			

備考

し畜台帳の場合摘要欄には、検査年月日、犢登記証明書又は産駒証明書並びに血統証明書交付年月日、その他参考事項を記入すること。

第二号様式

し畜生産検査表											
所有者住所 氏名	住所 市郡	管理住所 氏名	住所 市郡	名前	種類	特徴	産地 市郡	血統		失格及損傷	その他参考 となるべき事項
								父	母		
市郡	市郡	市郡	市郡	号	性		市郡	号	号		
町大字	町大字	町大字	町大字	号	めす・おす		村町	号	号		
番地(氏名)	番地(氏名)	番地(氏名)	番地(氏名)	号	生年		村町	号	号		
				号	月			号	号		
				号	日			号	号		

第三号様式

昭和 年 自 月 日 至 月 日 し畜生産検査(家畜の)手数料調査(種)類

検査月日	検査頭数	手数料	摘要
市町村名	めすおす計		

